

第三十二条とし、同条の次に次の二条並びに見出し及び一条を加える。

(監督機関に対する申告)

第三十四条 労働者は、事業場における法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(船員に関する特例)

第三十五条 第六条第一項、第二章第一節、第十六条及び第十七条の規定は、船員法（昭和二十一年法律第百号）の適用を受ける船員（以下「船員」という。）に関しては、適用しない。

2 船員に関しては、この法律に規定する厚生労働大臣、都道府県労働局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、国土交通大臣、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は船員労務官が行うものとし、この法律中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とし、第三条中「時間」

とあるのは「時間、日、週又は月」と、第七条第四号中「軽易な」とあるのは「所定労働時間の特に短い者、軽易な」と、第十九条第一項中「第十五条第一項」とあるのは「第十五条第一項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「同条第二項及び第十七条」とあるのは「第十五条第一項及び第三十五条第七項」と、「第三十条第一項中「第十条第一項、第十一项、第十五条第一項及び第十七条」とあるのは「第十五条第一項並びに第三十五条第三項及び第七項」と、「都道府県労働局の管轄区域」とあるのは「地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（政令で定める地方運輸局については、運輸監理部の管轄区域を除く。）」と読み替えるものとする。

3 國土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、賃金の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。

4 第十条第一項及び第十二条の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替え

るものとする。

5 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

6 第十条第一項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。

7 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第十五条第一項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

8 船員職業安定法（昭和二十二年法律第二百二十号）第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員について
は、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される

同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

第四十条の前の見出し及び同条を削る。

第四十一条中「船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会（以下「船員労働委員会」という。）」を「船員労働委員会」に改め、同条を第三十六条とする。

第四十二条第一項中「第十六条第一項の規定による」を削り、同条第四項中「第三十一条第二項」を「第三十五条第三項」に改め、同条第五項中「第三十一条第五項」を「第三十五条第五項」に改め、同条を第三十七条とし、第四十三条を第三十八条とする。

第五章を第四章とする。

第四十四条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、「違反した者」の下に「（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）」を加え、「一円」を「五十万円」に改め、第六章中同条を第四十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条中「五千円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第十九条」を「第八条」に改め、「違反した者」の下に「（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）」を加え、同条第二号中「第三十五条」を「第二十九条」に改め、同条第三号中「第三十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、「による」の下に「立入り若しくは」を、「対して」の下に「陳述をせず、若しくは」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十六条中「前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に、「刑」を「罰金刑」に改め、同条を第四十二条とする。

第六章を第五章とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(最低賃金の適用除外に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の最低賃金法（以下「旧法」という。）第八条又は旧法第四十条の規定により読み替えられた旧法第八条の規定により使用者が都道府県労働局長又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の許可を受けている労働者については、この法律の施行の日から一年間は、この法律による改正後の最低賃金法（以下「新法」という。）第四条の規定は、適用しない。ただし、当該労働者について、当該期間内に新法第七条又は新法第三十五条第二項の規定により読み替えられた新法第七条の規定による都道府県労働局長又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の許可があつたときは、この限りでない。

(旧法の規定により決定された最低賃金に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際に効力を有する旧法第十一条の規定により決定された最低賃金（旧法第十三条の規定により改正されたものを含む。）については、この法律の施行後二年間は、旧法第五条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行の際に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の地域について決定さ

れた最低賃金（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。）は、新法第十一条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第五条 ノの法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の事業又は職業について決定された最低賃金（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含み、次条に規定するものを除く。）は、新法第十五条第二項の規定により決定された最低賃金とみなす。

2 前項の規定により新法第十五条第二項の規定により決定された最低賃金とみなされた最低賃金については、この法律の施行の日以後最初に同項の規定による当該最低賃金の改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間は、新法第三条の規定は、適用しない。

第六条 ノの法律の施行の際現に効力を有する船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員をいう。）に適用される最低賃金であつて、旧法第十六条第一項の規定により決定されたもの（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。）は、新法第三十五条第二項の規定により決定された最低賃金とみなす。

（委員の任期に際する経過措置）

第七条 この法律の施行の日の前日において中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働組合法の一部改正)

第十一條 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第十九条の十三第一項後段を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「及び労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）」を削る。

第三十一条中「労働組合法」の下に「（昭和二十四年法律第二百七十四号）」を加える。

理由

就業形態の多様化の進展等の社会経済情勢の変化の中で、最低賃金制度が十全に機能するようとするため、国内の各地域においてすべての労働者に適用される最低賃金を決定しなければならないこととするとともに、その考慮要素について見直しを行うほか、罰則の整備等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

最低賃金法の一部を改正する法律案新旧対照条文

最低賃金法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 一 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）
- 二 労働組合法（昭和二十四年法律第二百七十四号）
- 三 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）

最低賃金法の一部を改正する法律案新旧対照条文
一 最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
目次		
第一章 総則（第一条・第二条）	第一章 総則（第一条・第二条）	
第二章 最低賃金	第二章 最低賃金	
第一節 総則（第三条—第八条）	第一節 総則（第三条—第八条）	
第二節 地域別最低賃金（第九条—第十四条）	第二節 地域別最低賃金（第九条—第十四条）	
第三節 特定最低賃金（第十五条—第十九条）	第三節 特定最低賃金（第十五条—第十九条）	
第二章 最低賃金審議会（第二十条—第二十六条）	第二章 最低賃金審議会（第二十条—第二十六条）	
第四章 雜則（第二十七条—第三十八条）	第四章 雜則（第二十七条—第三十八条）	
第五章 罰則（第三十九条—第四十二条）	第五章 罚則（第三十九条—第四十二条）	
附則	附則	
（目的）		
第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」とを目的とする。	第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」とともに、国民経済の健全な発展に寄与する」とを目的とする。	

第一節 総則

(最低賃金の原則)

第二条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

(最低賃金額)

第三条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間によって定めるものとする。

(最低賃金額)

第四条 最低賃金額（最低賃金において定める賃金の額をいう。以下同じ。）は、時間、日、週又は月によって定めるものとする。

2 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適當であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより最低賃金額を定めることができる。

(最低賃金の効力)

第四条（略）
254

(最低賃金の効力)

第五条（略）
254

(現物給与等の評価)

第五条（略）
254

(現物給与等の評価)

第六条（略）
254

(最低賃金の競合)

第六条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、二

第七条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、二

れらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第五条の規定を適用する。

2) 前項の場合においても、第九条第一項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃金額については、第四条第一項及び第四十条の規定の適用があるものとする。

(最低賃金の減額の特例)

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二 試の使用期間中の者

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第

二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受けける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

(周知義務)

第八条 最低賃金の適用を受ける使用者は、厚生労働省令で定

れらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第五条の規定を適用する。

(最低賃金の適用除外)

第八条 次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定めがある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより使用者が都道府県労働局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二 試の使用期間中の者

三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第

二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるることを内容とするものを受けける者であつて厚生労働省令で定めるもの

四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

めることにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方で、労働者に周知させるための措置をとらなければならぬ。

第一節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域）との最低賃金をいう。（以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(地域別最低賃金の決定)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域」とい、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、地域別最低賃金の決定をしなければならない。
2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議

第九条及び第十条 削除

争に申審議を求めなければならない。

(労働協約に基づく地域的最低賃金)

第十一條 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に関する定めを含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に関する定めに基づき、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

(最低賃金の決定の申請に関する異議の申出)

- 第十二條** 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条の申請があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。
- 2 前条に規定する同種の労働者又はこれを使用する使用者で申請に係る労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、中央最低賃金審議

会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）に意見を求めなければならない。

4 | 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、前条の決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 | 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。

（労働協約に基づく地域的最低賃金の改正等）

第十三条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第十一条の規定による最低賃金について、その決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができる。

第十四条 削除

（最低賃金審議会の意見の聴取）

第十五条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第十一条又は第十二条の決定に当たつては、あらかじめ最低賃金審議会の意見を聴かなければならぬ。